

事業の目的	要介護者等からの依頼を受けて、日常生活を営むために必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、指定居宅サービス等の種類や内容等の計画を作成するとともに、計画に基づいたサービスが確保されるよう指定居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行うことを目的とする。	
運営方針	<p>① 事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供を行う。</p> <p>② 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。</p> <p>③ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。</p> <p>④ 事業の運営に当たっては、関係市町、老人介護支援センター時津荘、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等、病院・医院の主治医との連携に努める。</p> <p>⑤ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。</p>	
従業員の勤務体制	管理者1名、介護支援専門員1名以上、事務職員1名	
営業日	月曜日から金曜日（祝日以外）（※年末年始の12月29日から1月3日は休業）	
営業時間	平日	8時30分から17時30分
	備考	休日は時間外で対応（夜間は特養介護職員で対応）
第三者評価	第三者評価受審の有無・・・無	
サービスの内容	<p>指定居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの主な内容</p> <p>1 利用者からの相談又は依頼の内容把握等に当たっては、事業所の相談室及び利用者の居宅とします。</p> <p>2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等担当者会議の開催、照会等により計画の内容について、担当者の専門的見地からの意見を求めます。</p> <p>3 居宅介護支援事業の内容は下記のとおりです。</p> <p>① 在宅で生活している要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた「居宅サービス計画」を作成します。</p> <p>② 介護サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行います。</p> <p>③ 「居宅サービス計画」作成後においても利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡・訪問等を継続的に実施することにより計画の実施状況の把握及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p> <p>④ 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への照会その他の便宜の提供を行います。</p> <p>⑤ 介護保険施設から退院又は退所しようとする利用者及びその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行います。</p> <p>⑥ 居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとします。</p>	
利用料	（法定代理受領分） 介護報酬の告示上の額（要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。）	
通常の事業の実施地域	時津町、長与町、長崎市の北部地区（琴海、西北、岩屋、滑石、横尾、西浦上）	
緊急時等における対応	<p>① 介護支援専門員等は、利用者を訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。</p> <p>② 利用者に対する指定通所介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。</p>	
業務継続計画	事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。	
虐待防止に関する事項	<p>事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じています。</p> <p>①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。②その結果について従業員に周知徹底を図る。③虐待防止のための指針の整備。④虐待を防止するための定期的な研修の実施。⑤措置を適切に実施するための担当者の選任。⑥事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを時津町に通報するものとします。</p>	
身体拘束	事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。	
苦情対応	利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができます。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告します。	